

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
広島県東広島市	1	自動運転①	広島大学-西条駅間の自動運転走行 → カーブール → エコカー専用レーン → 自動運転EVサービス専用レーン	・公共交通投資、補助金の削減 ・交通事故の削減 ・自動運転実施に伴う関連ステークホルダーの参入、投資 ・運転手不足の解消 ・運賃授受業務の効率化（電子マネーの積極的導入等）	道路交通法第20条2項 → 現状は自動運転車が道路の専用レーンを走行して良いという法令はない（自動運転専用レーンという概念がない）	道路交通法	・道路交通法第20条2項（路線バス等優先通行帯）について、一定以上の乗客数を載せた車両を対象とする項目を新設 ・道路交通法第20条2項（路線バス等優先通行帯）について、エコカーを対象とする新規項目を新設する	警察庁	道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定により、都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置することにより、専用通行帯を指定し、かつ、他の車両が通行しなければならない車両通行帯として専用通行帯以外の車両通行帯を指定することが可能です。そのため、御提案内容の「一定以上の乗客数を載せた車両」や「エコカー」を、必要があると認めて当該交通規制を実施すること法令上可能です。ただし、交通規制の実施に当たっては、当該道路や周辺道路における交通流量に影響を及ぼすため、個別具体的な道路交通状況や地域住民の御意見等を踏まえて実施の可否の判断をする必要があることに御留意ください。
広島県東広島市	2	自動運転②	乗務員の免許要件や休憩時間要件の緩和	運転手不足の解消	・道路交通法第86条 ・厚生労働省「自動車運転者の労働時間などの改善のための基準」 →現状ではバスやタクシーを想定。将来的にはいづれの交通モードも対象。	道路交通法 厚生労働省「自動車運転者の労働時間などの改善のための基準」	・厚生労働省「自動車運転者の労働時間などの改善のための基準」について、中長期的に完全無人に近い形での自動運転運行技術や社会インフラが確立された際には、（バスやタクシーなどいづれの交通モードにおいても）手動運転を前提とした現存する乗務員の免許要件や休憩要件などを緩和できるようにする（運営コスト減による持続可能な交通網構築） ・道路交通法第86条、について、自然人に求める技術を、「車両の安全運転」とするのではなく、「自動運転による安定的なサービス提供を目的とした運行監視」とした新たな免許制度が必要。 ・自動運転実施エリアのL4関連法規整備について、道路交通法第20条2項（路線バス等優先通行帯）において対象とする車両に、警察庁等が与える認可を受けたレベル4自動運転車両を加えることで、同条項が定める内容を自動運転車両の運行にも適用する。	警察庁	「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、運転免許の必要性も含めて警察庁で検討を進めているところです。（3ボツ目） 現在、優先通行帯は、その設置趣旨に鑑み、交通量が多く、路線バス等の運行に著しく支障があり、路線バス等の優先通行を確保する必要が認められる片側2車線以上の道路等を対象に、一般交通、沿線住民等への影響等も十分に考慮した上で設けることとしています。 この点、御提案の「レベル4自動運転車両」については、当該車両が人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車であって、優先通行帯を設置しようとする道路において当該車両の通行の円滑を図ることが特に必要であると都道府県公安委員会が認め、優先通行が可能な車両として指定した場合に優先通行が可能となりますが、優先通行の必要性については、自動運転車両の性能や運行形態等も踏まえ、慎重な検討を要すると考えられます。
広島県東広島市	3	キックボード	・広島大学内外でのキックボード活用 ・免許、ヘルメットとも不要の電動キックボード	・公共交通投資、補助金の削減 ・自動車削減によるカーボンニュートラル促進	・道路交通法第71条の4の2 2 原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらないで原動機付自転車を運転してはならない。 ・道路交通法第85条 次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄（右欄）に掲げる第一種免許を受けなければならない。	道路交通法	・道路交通法第71条の4の2 ・道路交通法第85条	警察庁	電動キックボードを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り方については、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討しているところです。（※令和3年11月時点）
広島県東広島市	4	大学連携にあたり大学の収益事業に係る規制の緩和	大学敷地、建物等の収益目的での活用	・大学敷地、建物等の有効活用と都市基盤の強化を図ることで、大学の財務基盤強化と東広島市の魅力的な街づくりに寄与。 ・最先端の研究教育の推進と街づくりを一体化させることで産学官連携や新産業創出を促し学園都市としての競争力を強化	国立大学法人法第22条及び29条 大学建物、資産の活用にあたり、収益目的の活用が困難。 ・同法第18条 処分等に信託譲渡が含まれない。 ・同法第22条 業務の範囲規制 ・同法第34条の2 土地の貸付けに限定	国立大学法人法第18条、第22条、29条、及び34条の2	国立大学法人法第18条、第22条、第29条、及び34条の2を改正。収益事業範囲の拡大と信託方式での収益事業認可	文部科学省	国立大学法人法第22条・第29条において国立大学法人等の業務範囲は規定しておりますが、一定の収益を伴う事業を一概に禁じているものではなく、当該事業を行う際の考え方については事務連絡等により各国立大学法人にお示した上で、随時各国立大学法人の相談に対応しております。また、現行制度下でも収益化を目的として第三者に大学の保有する土地・建物等を一定の条件下で貸し付けることが可能なほか、制度改革により来年度以降大学の保有する産学連携施設等の利用促進や管理を行う法人への出資が可能となるなど、産学官連携の促進に係る規制緩和を行っているところです。 なお、国立大学法人法第34条の2においては土地等（土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物）を貸付けの対象としており、土地のみに限定しているものではありません。 国立大学法人が信託譲渡を行うことは、一律に禁じられているものではなく、個々の信託譲渡の可否については国立大学法人法において準用する独立行政法人通則法第48条の認可を要するかどうかも含めて、文部科学省において判断するものです。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
広島県東広島市	5	POC実施段階で発生するシリーズA段階におけるベンチャー企業の資本調達時の投資家税制の緩和並びに会計処理の特令	税制優遇により企業からリスクマネーを誘引できれば、資金難で停滞しがちな有望ベンチャーの成長を支援できる土壌が整備される。結果、スタートアップエコシステムの活性化に繋がり、次のシーズ育成を行う大学へ新たな研究・投資資金が流入することが期待される。	法人が積極的に投資できれば、税制優遇で大学が収支改善し、研究と投資に回すことができる。	エンジェル税制	エンジェル税制	エンジェル税制を法人にも使用可能とする。	経済産業省	今回ご要望の内容（法人によるスタートアップ出資に対する税制上の措置）は、オープンイノベーション促進税制によってカバーされております。「オープンイノベーション促進税制」の詳細は下記URLよりご確認ください。 ・経済産業省HP <a href="https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/open_innovation_zei.html">https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/open_innovation_zei.html</a>
広島県東広島市	7	街単位でのエネルギー事業の実施に向けた規制緩和	蓄電池を搭載した分散型電源間の電力融通（消費者間での電力売買など）	地産地消電源の発電ピークをシフトし、地域での独立電源となりうる。送電ロス低減	電気事業法 電力の売買が電力事業者に限られている。	電気事業法	特定地域をEMSでコントロールさせて電力融通（売電）を市場連動型とする。	経済産業省	一般の需要に応じ電気を供給する小売電気事業は国民生活及び経済活動に必要不可欠な財である電気を直接需要家に供給する公共性の高い事業のため、需要家保護の観点から、当該事業を営もうとする者の適格性を事前に審査する必要があり、登録制度としていところである。小売電気事業者登録を受けていただければ、P2Pのビジネスモデルも実現可能である。
広島県東広島市	8	水素ステーションの建設規制緩和	FCV向け水素販売、家庭用FC向け水素販売、分散型電源による水素生産/貯蔵/販売	地域で生産した水素の販売、FCVの普及による環境負荷低減	水素の貯蔵量の限度、高圧ガスの取り扱いにより、供給量の問題、供給時の人員の問題がある 例えば、水素ステーションが設置できない地域や保安監督者の配置が必要となっている。	・高圧ガス保安法一般則7条の3 ・建築基準法48条	・水素の保管容量の増加、専門技術者でなくても供給できる技術開発及び規制緩和 ・低圧水素の製造および取り扱いに関する規制緩和	経済産業省	「専門技術者でなくても供給できる規制緩和」に関して、圧縮水素スタンドにより車両に圧縮水素を供給するためには、原則として、高圧ガス保安法の製造の許可等が必要であり、製造設備や製造の方法について、一般高圧ガス保安規則第7条の3をはじめとする技術基準への適合により安全を担保しています。この点、技術基準については、見直し後も同等の安全が担保されることが証明されたものに関しては、適宜見直しを行っているところです。 例えば、車両への高圧ガスの充填は、高圧ガスの製造の許可を受けた事業者の従業員でなければ行うことはできませんが、規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）を踏まえ令和2年8月に一般高圧ガス保安規則を見直し、遠隔監視型のセルフ水素スタンドにおいては、顧客自らが行うセルフ充填の安全が確保されるよう、一般高圧ガス保安規則第7条の4をはじめとする技術基準に適合していることを条件に、専門的な技術をもたない一般の方が自ら圧縮水素を充填することも可能となっています。 また、従来、圧縮水素スタンドごとに選任することとされている保安監督者について、規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）を踏まえ令和2年11月に「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）」にて、有人の圧縮水素スタンドに係る保安監督者の兼務を可能とする要件を整備を行っています。ただし、遠隔監視型のセルフ水素スタンドにあつては、現在その運用が開始されたばかりであり、今後、その実績を踏まえ、課題の整理等を行い、検討していくこととしています。
広島県東広島市	9	ビックデータの円滑な活用	人の行動パターンによる生産性の向上、省エネ化システムの提供	無駄を省くことによる生産性の向上を図りGDPの底上げ、省エネシステムによる環境負荷低減、エネルギーコストの削減	データの取得の際に個人情報になるということで躊躇する人はいる。データ取得/活用には弊害 個人情報保護に関する様々な規制	個人情報保護法	公益的な目的に対する緩和処置	個人情報保護委員会	提案が不明確であり、現時点において個人情報保護法の観点から回答することは困難です。
広島県東広島市	10	ソーラーカーポート	既存駐車場用地を活用し、課題を設置の上、新たに太陽光発電設備を導入する。	広い駐車場活用した太陽光導入が進み、グリーンなまちづくりに繋がる	建築基準法第6条4に基づく、建築確認申請の必要性	建築基準法第6条4	一般住宅以外の大規模駐車場への駐車場置き太陽光発電設備（カーポート）普及のため、延べ面積200㎡以上であっても建築基準法第6条4に基づく建築物の建築に関する確認の特例の対象と認めて頂きたい。	国土交通省	ご提案の内容は、ソーラーカーポートの普及のために、ソーラーカーポートの規模に拠らず建築士の設計したものにあっては、建築確認時に一部の基準への適合性に係る審査を省略されたいものと解されますが、規模の大きな建築物については、安全上の観点から、基準への適合性を確認するために通常の確認審査が必要と考えております。 なお、事前に型式適合認定を受けておくことで、認定時に適合性が確認されている基準については、建築確認時に当該基準に係る審査を省略することを可能としております。